

24一宮高福発第313号

平成25年3月8日

居宅介護支援事業所

介護予防支援事業所 代表者 様

一宮市福祉こども部高年福祉課長

介護保険における適切な福祉用具貸与について（通知）

平素は介護保険業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり、介護保険における福祉用具貸与（介護予防を含む。以下同じ。）は、居宅において利用者の日常生活上の便宜を図るとともに、介護者の負担の軽減を図るものとされているところです。

そのため、介護保険サービス事業所の利用者が事業所内で使用する福祉用具については、原則として当該サービス事業所が用意することとなり、利用者や家族に福祉用具貸与等により用意させることは適切ではありません。

つきましては、下記の事項に留意の上、運営基準を遵守した適切なケアマネジメントの実施に努めてくださいますようお願いいたします。（裏面もご覧ください）

記

1. 福祉用具貸与は、利用者の居宅において使用されるべきものであること。
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第193条）
2. 短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等において、各サービスを提供するために必要な福祉用具は、当該サービス事業所で備えること。
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第124条、
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第67条 等）
3. 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、上記1、2に留意の上、適切に居宅サービス計画を作成すること。

担 当 一宮市福祉こども部高年福祉課
介護保険グループ・給付担当
電 話 0586-28-9018
F A X 0586-73-1019

- ・ 今回の通知は、短期入所生活介護事業所等において、長期宿泊サービス利用者等が事業所内で使用するためとして、福祉用具の貸与を受けている場合を想定したものです。
- ・ 現在、貸与を受けた福祉用具を事業所内で使用している利用者がある事業所については、4月末日を目途にできるだけ速やかに、事業所側が購入する等の方法により、必要な福祉用具を用意していただくようお願いしております。
つきましては、福祉用具の返却があった場合には、短期入所生活介護事業所・福祉用具貸与事業所と連携し、適切な取扱いをお願いします。